

**Chukyo University Institute of Economics**

**Discussion Paper Series**

**July 2024**

**No. 2403**

森林環境譲与税の望ましい配分基準

櫻井一宏 (立正大学)

中山恵子 (中京大学)

松本昭夫 (中央大学)

## 森林環境譲与税の望ましい配分基準

櫻井一宏（立正大学）

中山恵子（中京大学）

松本昭夫（中央大学）

2024 年度、森林環境税が国税として 1 人年額 1,000 円徴収されるが、これに先立ち 2019 年度から森林整備の財源として森林環境譲与税が市町村と都道府県に対して譲与されている。この譲与の配分基準は各市町村の私有林人工林面積が 50%、林業就業者数が 20%、人口が 30%となっている。森林環境譲与税は本来、市町村では森林整備およびその促進に関する費用に、都道府県においては森林整備を実施する市町村の支援に関する費用に充てられることとされている。しかし、現行の基準はこれらの趣旨に即していない。実際、間伐をはじめとする森林涵養の必要な山間地域への配分が不十分であり、都市部に手厚い配分となっている。このため、基準の改正を求める声も大きく、2024 年度税制改正大綱において私有林人工林面積の比率を上げ、人口の比率を引き下げる改正案が盛り込まれることとなった。本研究では、今回の改正案に基づいた 1,741 区市町村への配分額を算出し、従来の基準による配分額と比較するとともに、森林環境の保全や山間地域の現状に合致した望ましい配分基準のあり方について検討することを目的とする。

Keyword: 森林環境税, 森林環境譲与税, 課税, 算定方法, 税の配分

Keyword: forest environment transfer tax, forest environment tax, taxation method, tax distribution

JEL classifications: Q23, Q28

### 1. 研究の背景と目的

森林環境税の徴収に先立ち、2019 年度から森林環境譲与税が市町村および都道府県に対して配分されている。この譲与の配分基準は、各自治体の私有林人工林面積が 50%、林業就業者数が 20%、人口が 30%となっている。森林環境譲与税は本来、市町村では森林整備およびその促進に関する費用に、都道府県においては森林整備を実施する市町村の支援に関する費用に充てられるとされている。しかし、現行の基準はこれらの趣旨に即しておらず、都市部に手厚い配分となっている。このため、2024 年度税制改正大綱において私有林人工林面積の比率を上げ、人口の比率を引き下げる改正案が盛り込まれることとなった。

本研究では、まずこれまでの配分基準に基づいた各自治体への配分額を計算し、実際の配分額と比較を行う。その上で、新しい配分基準を用いて配分額を算出して旧基準との比較し、その変化を見る。また、配分基準で用いられる項目である「人口」を「林業産出額」に変更して配分額を計算し、比較分析を行う。最終的には、森林整備や林業の再生など森林涵養につながる環境保全のために必要となる森林環境譲与税について、望ましい配分基準のあり方を検討する。

### 2. 森林環境譲与税の計算

#### 2.1 計算手順

森林環境税の課税に先立ち、森林環境譲与税は 2019 年度から 47 都道府県および 1741 区市

町村に対して配分されている。各自治体への森林環境譲与税の配分額は式(1)より計算される。

$$FET_i(t) = \alpha FA_i(t-1) + \beta FW_i(t-1) + \gamma Pop_i(t-1) \quad (1)$$

ここで、

$FET_i(t)$ :  $t$ 期における各自治体 $i$ への譲与税額

$FA_i(t)$ :  $t$ 期における各自治体 $i$ の私有林人工林面積

$FW_i(t)$ :  $t$ 期における各自治体 $i$ の林業就業者数

$Pop_i(t)$ :  $t$ 期における各自治体 $i$ の人口

$\alpha, \beta, \gamma$ : 譲与基準 (按分比率)

旧基準 …  $\alpha: \beta: \gamma = 0.5: 0.2: 0.3$

新基準 …  $\alpha: \beta: \gamma = 0.55: 0.2: 0.25$

添字  $i = 1 \dots 47$  (都道府県), 添字  $i = 1 \dots 1741$  (区市町村)

補正: 林野率 85%以上の各自治体…1.5 倍に割増, 林野率 75%以上 85%未満の各自治体…1.3 倍に割増

ただし、2019 年度から 2024 年度までの譲与基準として、各変数に乘じる按分比率を旧基準とし、 $\alpha: \beta: \gamma = 0.5: 0.2: 0.3$ として算出する。来年度以降の森林環境譲与税の算出に用いられる新基準を $\alpha: \beta: \gamma = 0.55: 0.2: 0.25$ とする。なお、森林環境譲与税の計算の際、各自治体の林野率に着目し、林野率 85%以上の区市町村には 1.5 倍に割増、林野率 75%以上 85%未満の区市町村は 1.3 倍に割増することとなっている。

## 2.2 従来の配分基準による譲与額の計算

表 1 は、2020 年データを用いて旧基準による都道府県の配分額を計算した結果である。実際の森林環境譲与税額と比較して 83%~110%の合致率となった。

表 1. 旧基準による配分額

Index	都道府県	旧基準による配分額の計算結果	2021 年の実際の譲与額	合致率
1	北海道	475,932	454,378	105%
2	青森県	100,769	96,300	105%
3	岩手県	179,177	182,285	98%
4	宮城県	114,792	104,571	110%
5	秋田県	154,292	148,148	104%
6	山形県	86,789	81,684	106%
7	福島県	149,282	143,746	104%
8	茨城県	92,030	90,258	102%
9	栃木県	104,932	96,290	109%
10	群馬県	100,580	97,624	103%
11	埼玉県	136,740	135,435	101%
12	千葉県	124,819	117,693	106%
13	東京都	224,321	220,449	102%

14	神奈川県	151,322	147,359	103%
15	新潟県	110,983	105,965	105%
16	富山県	40,366	39,164	103%
17	石川県	65,620	63,768	103%
18	福井県	67,269	66,999	100%
19	山梨県	58,332	62,125	94%
20	長野県	185,798	186,668	100%
21	岐阜県	182,536	201,125	91%
22	静岡県	188,895	180,381	105%
23	愛知県	179,384	179,165	100%
24	三重県	143,215	143,570	100%
25	滋賀県	55,461	53,388	104%
26	京都府	110,054	111,869	98%
27	大阪府	143,878	143,796	100%
28	兵庫県	183,417	188,551	97%
29	奈良県	110,582	122,146	91%
30	和歌山県	126,540	144,866	87%
31	鳥取県	67,548	69,600	97%
32	島根県	98,176	103,848	95%
33	岡山県	115,083	119,095	97%
34	広島県	127,083	127,373	100%
35	山口県	101,623	105,886	96%
36	徳島県	104,905	117,953	89%
37	香川県	24,940	23,801	105%
38	愛媛県	141,959	144,526	98%
39	高知県	175,615	211,353	83%
40	福岡県	142,946	136,530	105%
41	佐賀県	45,707	41,894	109%
42	長崎県	63,195	60,274	105%
43	熊本県	169,000	163,676	103%
44	大分県	131,676	135,234	97%
45	宮崎県	174,001	173,036	101%
46	鹿児島県	142,763	130,462	109%
47	沖縄県	25,675	25,690	100%

### 2.3 新基準による譲与額の計算

表2は、2020年データを用いた都道府県の配分額を、新基準と旧基準それぞれによって計算した結果である。新基準は、私有林人工林面積、林業就業者数、人口の比率がそれぞれ0.55:0.2:0.25となり、旧基準は0.5:0.2:0.3である。計算の結果、新基準と旧基準の比較では86%~106%の変化率となった。図1は、横軸を新基準で計算した譲与額、縦軸を旧基準で計算した

譲与額としてプロットしたもので、各自治体の譲与額の規模を概観でき、新基準による譲与額の増減を確認することができる。譲与額の規模は北海道が突出しており、次に配分額が多いのが東京都となっている。また、45度線の左上に位置する都道府県は新基準によって相対的に譲与額が減少する自治体であり、45度線の右下に位置する自治体は新基準の効果で譲与額が増加する。おおむね、新基準によって都市部を持つ自治体が譲与額を減少させることが見て取れる。

表2. 新旧基準による配分額の比較

Index	都道府県	新基準譲与額	旧基準譲与額	新基準／旧基準
1	北海道	489,412	475,932	103%
2	青森県	102,573	100,769	102%
3	岩手県	186,874	179,177	104%
4	宮城県	114,483	114,792	100%
5	秋田県	161,147	154,292	104%
6	山形県	89,083	86,789	103%
7	福島県	152,862	149,282	102%
8	茨城県	89,027	92,030	97%
9	栃木県	105,830	104,932	101%
10	群馬県	100,621	100,580	100%
11	埼玉県	121,580	136,740	89%
12	千葉県	112,414	124,819	90%
13	東京都	192,246	224,321	86%
14	神奈川県	130,207	151,322	86%
15	新潟県	111,503	110,983	100%
16	富山県	39,460	40,366	98%
17	石川県	66,652	65,620	102%
18	福井県	69,878	67,269	104%
19	山梨県	59,418	58,332	102%
20	長野県	191,334	185,798	103%
21	岐阜県	189,715	182,536	104%
22	静岡県	190,787	188,895	101%
23	愛知県	167,281	179,384	93%
24	三重県	149,034	143,215	104%
25	滋賀県	54,863	55,461	99%
26	京都府	109,977	110,054	100%
27	大阪府	124,153	143,878	86%
28	兵庫県	178,757	183,417	97%
29	奈良県	115,266	110,582	104%
30	和歌山県	134,071	126,540	106%
31	鳥取県	70,487	67,548	104%

32	島根県	102,537	98,176	104%
33	岡山県	116,995	115,083	102%
34	広島県	126,715	127,083	100%
35	山口県	104,983	101,623	103%
36	徳島県	111,142	104,905	106%
37	香川県	23,336	24,940	94%
38	愛媛県	148,589	141,959	105%
39	高知県	186,489	175,615	106%
40	福岡県	136,074	142,946	95%
41	佐賀県	46,387	45,707	101%
42	長崎県	63,302	63,195	100%
43	熊本県	174,618	169,000	103%
44	大分県	137,722	131,676	105%
45	宮崎県	180,584	174,001	104%
46	鹿児島県	147,212	142,763	103%
47	沖縄県	22,317	25,675	87%

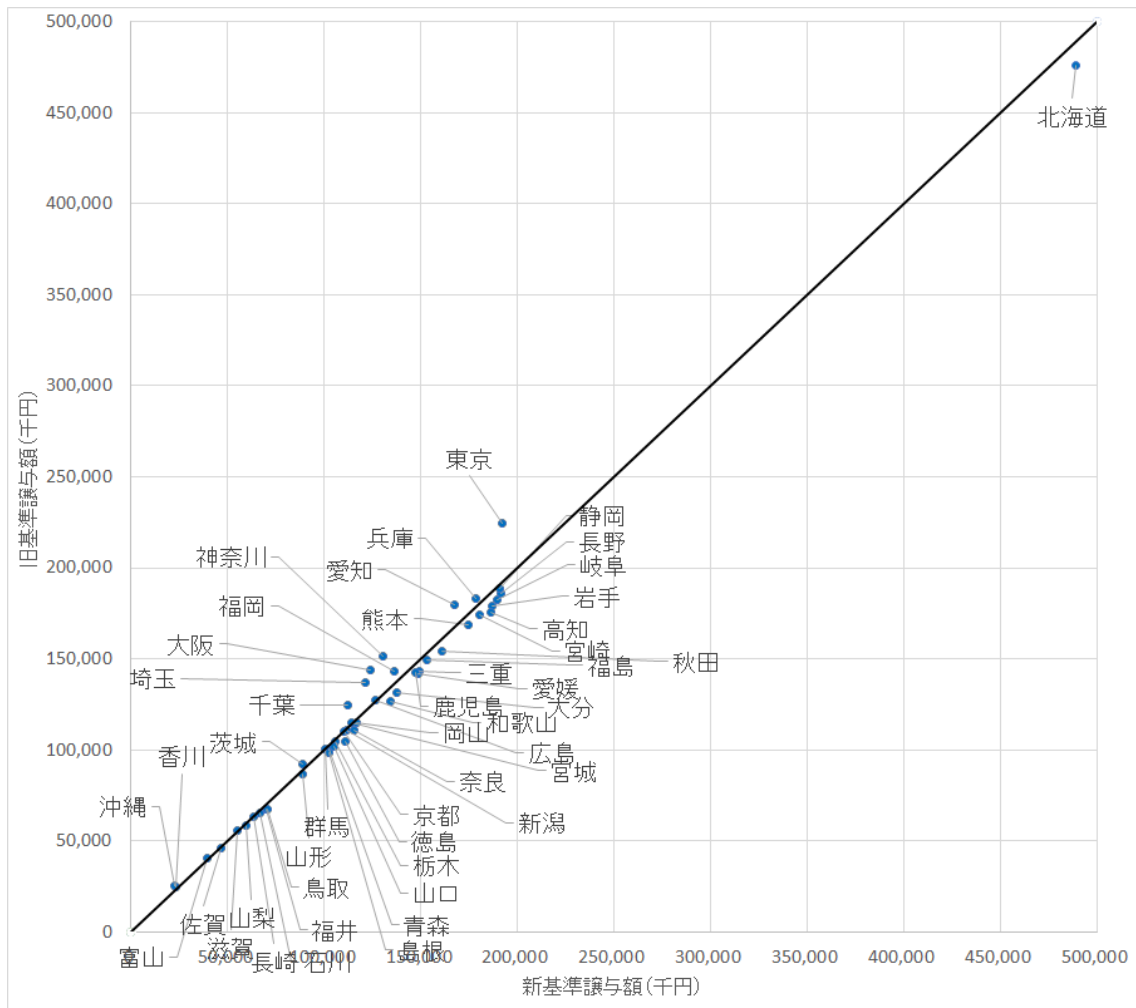


図1. 譲与額規模と新基準による影響

#### 2.4 林業産出額を用いた森林環境譲与税の計算

現状の森林環境譲与税の計算式(1)において用いられている変数「人口」を「林業産出額」に変更し、式(2)に基づいて森林環境譲与税の配分額を計算した。

表3は林業産出額を用いた場合と人口を用いた場合との計算結果の比較である。なお、ここでは「人口」および「林業産出額」を用いたいずれの場合も新基準(0.55:0.2:0.25)の按分比率を採用して計算を行っている。

図2は、横軸を林業産出額による計算結果、縦軸は人口を用いた計算結果としてプロットした図である。各自治体の譲与額の規模を概観でき、現状の計算方法である人口を用いた場合の譲与額と、林業産出額を用いた場合の譲与額とを比較することができる。図2より、譲与額の規模は北海道が突出しており、次に長野県、宮崎県、新潟県と続く。45度線の左上に位置する都道府県は現状の人口を用いた場合の譲与額の方が相対的に多く、林業産出額を用いると配分額が減少する自治体を示す。45度線の右下に位置する自治体は、林業産出額を用いたことにより譲与額が増加する。林業産出額を変数に用いることは、北海道や長野、宮崎、新潟など林業が盛んな自治体に配分される譲与額が相対的に増加することになる。

$$FET_i(t) = \alpha FA_i(t-1) + \beta FW_i(t-1) + \gamma FP_i(t-1) \quad (2)$$

ここで,

$FP_i(t)$ :  $t$ 期における都道府県 $i$ の林業産出額

新基準 …  $\alpha:\beta:\gamma=0.55:0.2:0.25$

表 3. 変数を林業産出額に変更した場合と人口を用いた場合との比較

Index	都道府県	A. 林業産出額による新基準譲与額 (千円)	B. 人口による新基準譲与額 (千円)	A/B
1	北海道	562,956	489,412	115%
2	青森	115,357	102,573	112%
3	岩手	234,838	186,874	126%
4	宮城	116,820	114,483	102%
5	秋田	199,254	161,147	124%
6	山形	99,479	89,083	112%
7	福島	166,478	152,862	109%
8	茨城	79,396	89,027	89%
9	栃木	118,292	105,830	112%
10	群馬	98,699	100,621	98%
11	埼玉	39,353	121,580	32%
12	千葉	46,189	112,414	41%
13	東京	26,396	192,246	14%
14	神奈川	22,046	130,207	17%
15	新潟	253,647	111,503	227%
16	富山	40,768	39,460	103%
17	石川	61,864	66,652	93%
18	福井	66,183	69,878	95%
19	山梨	54,511	59,418	92%
20	長野	376,313	191,334	197%
21	岐阜	192,536	189,715	101%
22	静岡	188,072	190,787	99%
23	愛知	87,637	167,281	52%
24	三重	144,256	149,034	97%
25	滋賀	40,889	54,863	75%
26	京都	87,439	109,977	80%
27	大阪	20,149	124,153	16%
28	兵庫	125,041	178,757	70%
29	奈良	107,565	115,266	93%
30	和歌山	136,574	134,071	102%
31	鳥取	76,784	70,487	109%



32	島根	115,168	102,537	112%
33	岡山	115,850	116,995	99%
34	広島	118,584	126,715	94%
35	山口	100,468	104,983	96%
36	徳島	138,874	111,142	125%
37	香川	28,308	23,336	121%
38	愛媛	156,338	148,589	105%
39	高知	203,776	186,489	109%
40	福岡	125,997	136,074	93%
41	佐賀	41,743	46,387	90%
42	長崎	70,059	63,302	111%
43	熊本	201,120	174,618	115%
44	大分	180,488	137,722	131%
45	宮崎	257,099	180,584	142%
46	鹿児島	152,962	147,212	104%
47	沖縄	7,386	22,317	33%

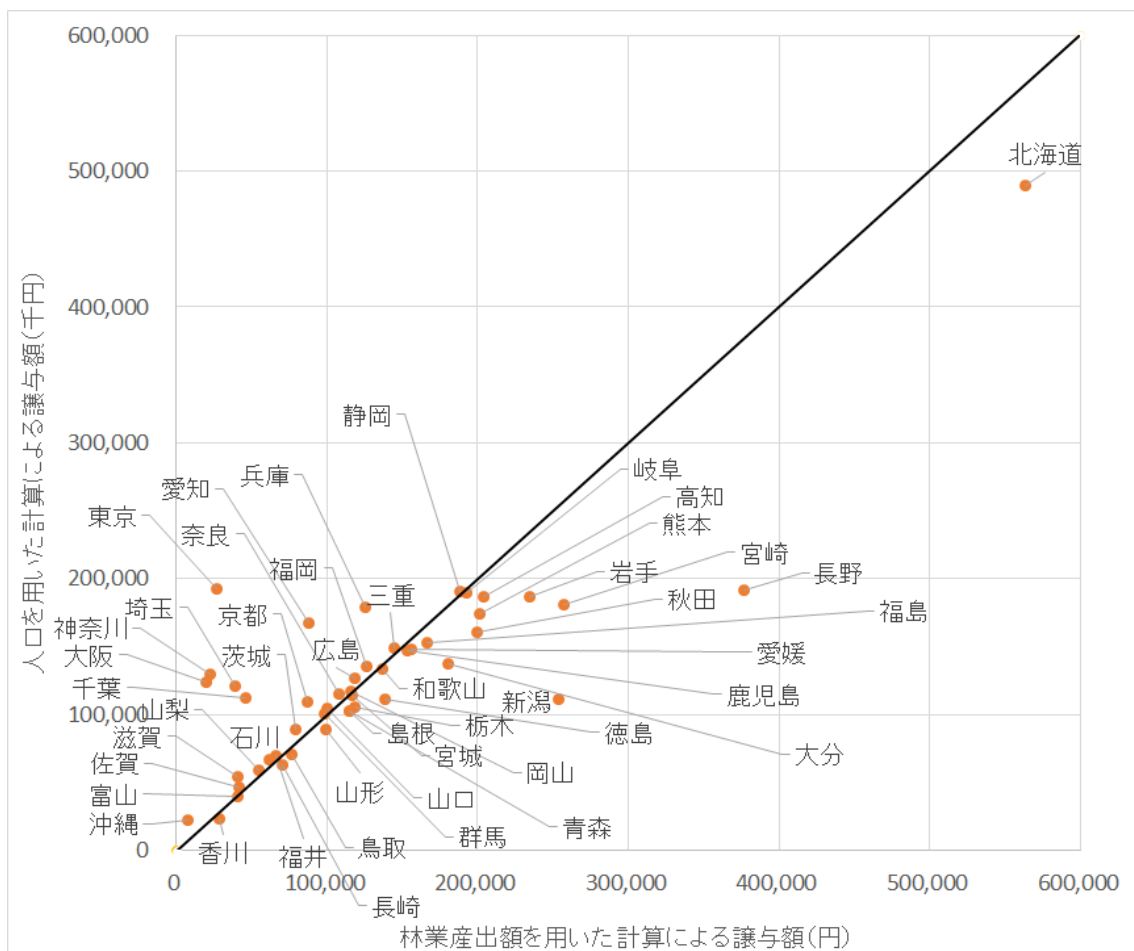


図2. 変数を林業産出額に変更した場合と人口を用いた場合との比較

## 2.5 林業産出額を用いた森林環境譲与税の計算

表4は、A.林業産出額を用いた新基準による譲与額、B.人口を用いた新基準による譲与額、C.人口を用いた旧基準による譲与額、D.各都道府県の林業産出額について、規模の大きい順に並べたものである。

Cが現状の計算方法による譲与額であり、Bの基準は来年度以降に用いられる予定である。Bの新基準は、Cと比較して私有林人工林面積の比率が5%アップ、人口の比率が5%ダウンとなる。CからBに基準が変更された場合、東京など大都市を抱える自治体への配分が減少し、北海道、高知、岐阜などの森林面積が大きい自治体に手厚く配分される。ただ、若干の配分額の変動は生じるが、新基準の導入は全体的な順位に大きく影響しない。

本研究で試算したAは、Bにおける人口の代わりに林業産出額を用いた結果となる。現状の2024税制改正大綱などにおいても検討されていない項目を変数として導入した。表4からわかるように、AはBと比較して大きく変動があった。例えば、BおよびCにおいて配分額の2位であった東京がAにおいては44位と大きく順位を落とし、神奈川や埼玉、大阪などの大都市を多く抱える自治体への配分額が大きく減少する。一方で、長野、宮崎、新潟などに多く配分され、長野に至っては倍近い額となっている。

表4. 変数を林業産出額に変更した場合と人口を用いた場合との比較

順位	都道府県	A.林業産出額による新基準譲与額(千円)	都道府県	B.人口による新基準譲与額(千円)	都道府県	C.人口による旧基準譲与額(千円)	都道府県	D.林業産出額(1,000万円)
1	北海道	562,956	北海道	489,412	北海道	475,932	長野	5,982
2	長野	376,313	東京	192,246	東京	224,321	新潟	4,810
3	宮崎	257,099	長野	191,334	静岡	188,895	北海道	3,877
4	新潟	253,647	静岡	190,787	長野	185,798	宮崎	2,550
5	岩手	234,838	岐阜	189,715	兵庫	183,417	岩手	1,782
6	高知	203,776	岩手	186,874	岐阜	182,536	大分	1,604
7	熊本	201,120	高知	186,489	愛知	179,384	福岡	1,457
8	秋田	199,254	宮崎	180,584	岩手	179,177	秋田	1,415
9	岐阜	192,536	兵庫	178,757	高知	175,615	熊本	1,348
10	静岡	188,072	熊本	174,618	宮崎	174,001	静岡	1,157
11	大分	180,488	愛知	167,281	熊本	169,000	徳島	1,037
12	福島	166,478	秋田	161,147	秋田	154,292	栃木	1,013
13	愛媛	156,338	福島	152,862	神奈川	151,322	福島	1,012
14	鹿児島	152,962	三重	149,034	福島	149,282	宮城	849
15	三重	144,256	愛媛	148,589	大阪	143,878	青森	786
16	徳島	138,874	鹿児島	147,212	三重	143,215	岐阜	753
17	和歌山	136,574	大分	137,722	福岡	142,946	高知	729
18	福岡	125,997	福岡	136,074	鹿児島	142,763	広島	719
19	兵庫	125,041	和歌山	134,071	愛媛	141,959	鹿児島	704

20	広島	118,584	神奈川	130,207	埼玉	136,740	茨城	699
21	栃木	118,292	広島	126,715	大分	131,676	愛媛	675
22	宮城	116,820	大阪	124,153	広島	127,083	山形	660
23	岡山	115,850	埼玉	121,580	和歌山	126,540	長崎	639
24	青森	115,357	岡山	116,995	千葉	124,819	岡山	609
25	島根	115,168	奈良	115,266	岡山	115,083	群馬	604
26	奈良	107,565	宮城	114,483	宮城	114,792	島根	589
27	山口	100,468	千葉	112,414	新潟	110,983	三重	465
28	山形	99,479	新潟	111,503	奈良	110,582	香川	465
29	群馬	98,699	徳島	111,142	京都	110,054	富山	389
30	愛知	87,637	京都	109,977	栃木	104,932	和歌山	385
31	京都	87,439	栃木	105,830	徳島	104,905	鳥取	368
32	茨城	79,396	山口	104,983	山口	101,623	山口	327
33	鳥取	76,784	青森	102,573	青森	100,769	兵庫	322
34	長崎	70,059	島根	102,537	群馬	100,580	愛知	287
35	福井	66,183	群馬	100,621	島根	98,176	石川	248
36	石川	61,864	山形	89,083	茨城	92,030	千葉	243
37	山梨	54,511	茨城	89,027	山形	86,789	京都	232
38	千葉	46,189	鳥取	70,487	鳥取	67,548	奈良	230
39	佐賀	41,743	福井	69,878	福井	67,269	福井	155
40	滋賀	40,889	石川	66,652	石川	65,620	埼玉	146
41	富山	40,768	長崎	63,302	長崎	63,195	佐賀	143
42	埼玉	39,353	山梨	59,418	山梨	58,332	山梨	135
43	香川	28,308	滋賀	54,863	滋賀	55,461	滋賀	81
44	東京	26,396	佐賀	46,387	佐賀	45,707	沖縄	72
45	神奈川	22,046	富山	39,460	富山	40,366	神奈川	48
46	大阪	20,149	香川	23,336	沖縄	25,675	東京	34
47	沖縄	7,386	沖縄	22,317	香川	24,940	大阪	31

### 3. まとめ

本研究では、現状の配分基準に基づいた都道府県各自治体への配分額を計算し、実際の配分額と比較を行った。2020年の各データを用い、実際の2021年度森林環境譲与税額と比較した結果、47都道府県において83%~110%の合致率となった。したがって、若干の誤差は生じるものの、本研究による配分額計算方法を用いて現状の基準、2024税制改正大綱における新基準、そして林業産出額を用いた試算を行った。

森林環境譲与税の計算を行い、現状の基準（旧基準）と新基準との比較を行ったところ、東京、神奈川、大阪などへの配分額が減少し、森林面積の大きい自治体への配分額が増加するなど一定の効果はみられたが、47都道府県において配分額が最も減少した自治体が14%減、最も増加した自治体は6%増となり、大きな変化はみられなかった。

次に、現状の配分基準で用いられている項目の「人口」を「林業産出額」に変更して配分額

を計算し、比較を行った。計算の結果、新旧基準においていずれも配分額が北海道に次いで大きい2位であった東京が44位なり、配分額が新基準で1/7以下、旧基準では1/8以下となった。他にも神奈川や埼玉、大阪などの都市部を多く抱える自治体への配分額が大きく減少した。一方で長野、宮崎、新潟など林業が盛んな地域に多く配分され、林業の担い手が多く産業として比較的活発な自治体に譲与額が多くなることが明らかとなった。森林面積や人口ではなく、現在産業としての活動がある地域への実効的な配分という意味で意義のある計算方法である。

今後は、森林環境譲与税の1741区市町村への配分額の計算方法を確認し、本研究で実施した都道府県のケースと同様の試算を実施する。さらに森林涵養や森林整備、林業の再生につなげるために、望ましい森林環境譲与税の配分基準について検討する。

#### 参考資料

- [1] 都道府県別森林環境譲与税額データ（2021）…総務省 HP「森林環境税及び森林環境譲与税について」, [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/04000067.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/04000067.html) (2024/05/30 閲覧)
- [2] 都道府県別私有林人工林面積（2020）…農林水産省「2020年農林業センサス 農山村地域調査市区町村調査」
- [3] 林業就業者数（2020）…総務省「令和2年国勢調査」
- [4] 人口（2020）…総務省「令和2年国勢調査」
- [5] 林野率（2020）…農林水産省「2020年農林業センサス 農山村地域調査市区町村調査」
- [6] 都道府県別林業産出額（2020）…農林水産省「林業産出額長期累年都道府県別統計表 昭和61年～令和4年」